

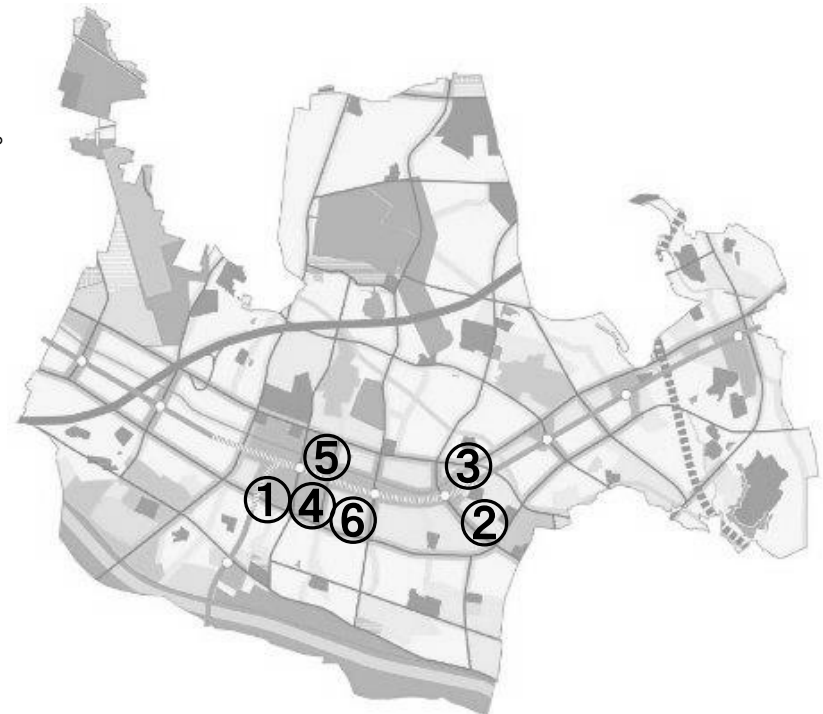
高度利用地区について(調布駅周辺)

令和元年9月

	決定年月日 告示番号	地区名		面積 (約 ha)	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	壁面の位置の 制限等	備考	
①	平成元.10.11 市告第210号	小島町二丁目地区	調布市小島町 二丁目地内	A地区	0.2	60/10以下	20/10以上	7/10以下	300㎡以上	2m 10m 5m	
				B地区	2.2	40/10以下	15/10以上				
②	平成6.6.30 市告第133号	国領駅 南地区	調布市国領町三丁目 及び国領町四丁目 各地内	Aゾーン	1.3	45/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上	2m	国領駅南地区第一種 市街地再開発事業区域
				Bゾーン	0.3	40/10以下				1m	
③	平成8.8.2 市告第198号	国領駅 北地区	調布市国領町 二丁目地内	Aゾーン	1.3	45/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上	2m 3m	国領駅北地区第一種 市街地再開発事業区域
				Bゾーン	0.2	—	—	—	公共広場		
④	平成14.2.6 市告第32号	調布駅 周辺地区		Aゾーン	0.5	65/10以下	20/10以上	※1 5/10以下	200㎡以上	※2 3m	調布駅南第一地区第一種 市街地再開発事業区域
				Bゾーン	0.0 (350㎡)	50/10以下					
⑤	平成18.6.23 市告第236号	調布駅 北地区		Aゾーン	1.1	※3 65/10以下	20/10以上	※1 7/10以下	200㎡以上	※4 2m 2m(高さ3m以下の部分) 3m	調布駅北第一地区第一種 市街地再開発事業区域
				Bゾーン	0.2	※3 50/10以下					
⑥	平成23.4.4 市告第142号	調布駅南口 東地区		—	※5 0.5	60.4/10以下	20/10以上	※1 5/10以下	200㎡以上	※4 2m 3m	調布駅南口東地区第一種 市街地再開発事業区域

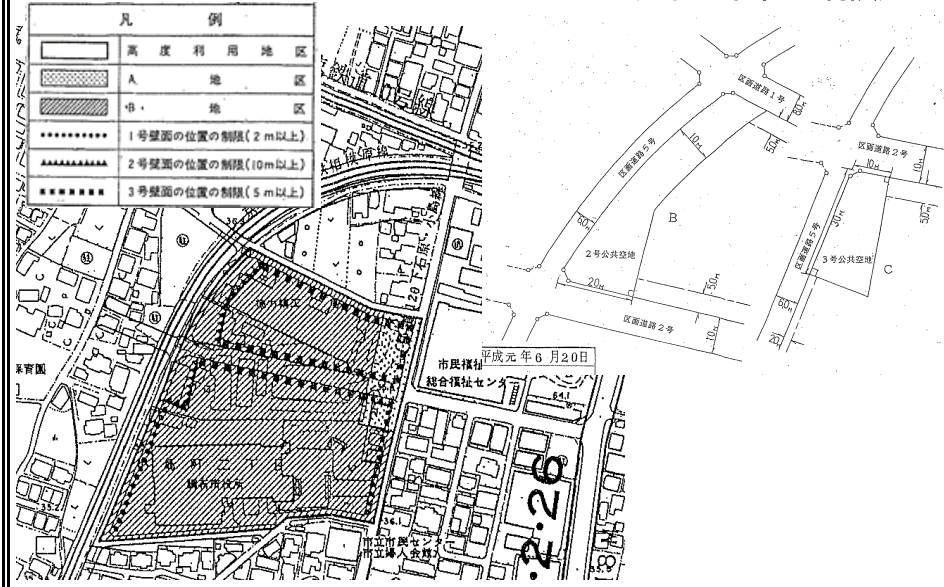
- ※1 建築基準法第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては、10分の2を加えた数値とする。
- ※2 ①植樹帯及び植樹マス等を除く。
②ひさし又は袖看板等で道路の路面の中心からの高さが6mを超えるものを除く。
- ※3 地区内に設ける空地等の面積(壁面後退部分を含む)の合計が2070㎡未満である場合においては、Aゾーンの建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を10分の60とする。
- ※4 ひさし又は袖看板等で道路の路面の中心からの高さが6mを超えるものを除く。
- ※5 地上部及び建築物上の緑化率による限度
東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき緑化率が、45%未満である建築物にあっては、下記に掲げる区分に応じて、下記の数値を減じる。

(ア) 緑化率が40%以上45%未満の場合	10分の0.2
(イ) 緑化率が35%以上40%未満の場合	10分の0.4
(ウ) 緑化率が35%未満の場合	10分の0.8



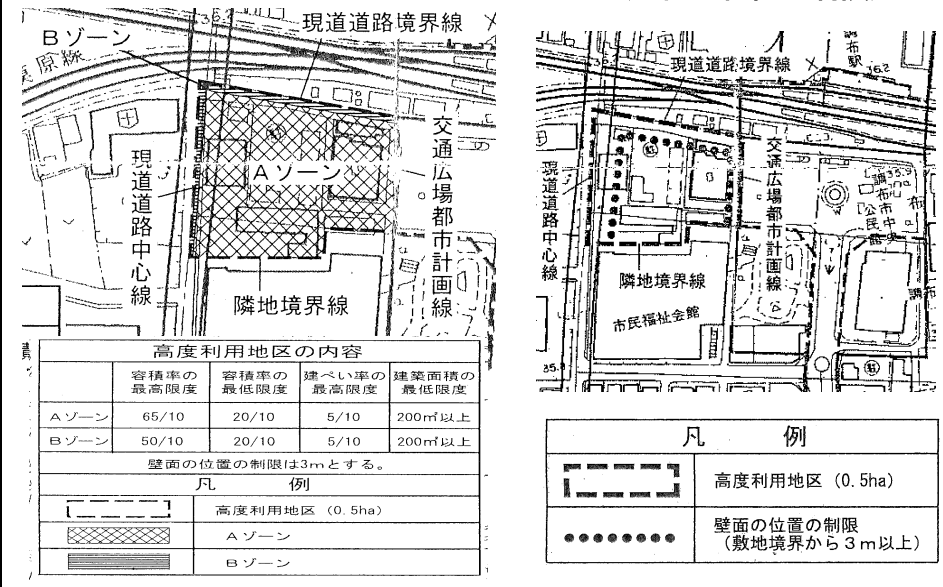
① 小島町2丁目地区

(壁面の位置の制限)



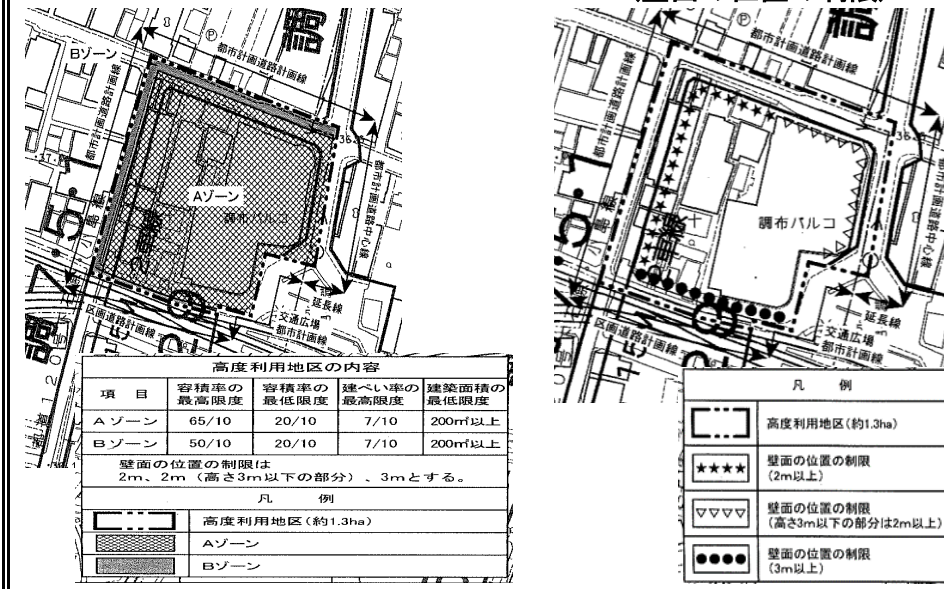
④ 調布駅周辺地区

(壁面の位置の制限)



⑤ 調布駅北地区

(壁面の位置の制限)



⑥ 調布駅南口東地区

(壁面の位置の制限)

